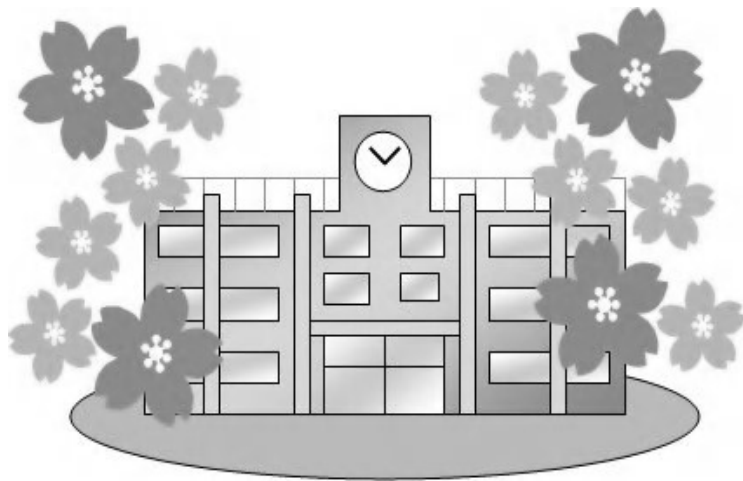


さいたま市PTA協議会桜区連合会

会 則



さいたま市PTA協議会桜区連合会 会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、さいたま市PTA協議会桜区連合会という。
桜区PTA連合会と略称する。
この会の事務局は、さいたま市PTA協議会内とする。

(目的)

第2条 この会は、さいたま市桜区内の公立学校PTA相互の連絡を密にし、家庭、学校、及び地域における最善の教育を目指し、PTA活動の発展と児童、生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ① 構成団体間及び関係機関との連絡連携
- ② 研究会、講習会及び講演会の開催
- ③ その他、本会の目的達成に必要な事業

この会は、政治、宗教に係わる事業は行わない。

第2章 構成及び会員

(構成)

第4条 この会の構成団体は、さいたま市桜区内の公立学校PTA（以下「各校PTA」という。）とする。

(会員)

第5条 この会の会員は、各校PTA会員とする。
本会の会員の個人情報の取り扱いに関する事項は、さいたま市PTA協議会の規程を準用して行うものとする。

(構成団体及び会員の平等)

第6条 構成団体は構成団体間で会員は会員間でそれぞれ平等の義務と権利を有する。

第3章 役員

(役員及びその定員)

第7条 この会に次の役員をおく。また、必要に応じて顧問をおくことができる。

- ① 会長1名
- ② 副会長2名
- ③ 理事若干名
- ④ 書記2名
- ⑤ 会計2名

⑥ 監事 2 名

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再選を妨げない。

補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第 9 条 役員選出方法は、別に定める。

(役員職務)

第 10 条 役員職務は次のとおりとする。

- ① 会長は、会務を総理し、この会を代表する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 理事は、この会の会務に係わる事項の審議にあたる。
- ④ 会計は、この会の会計事務を処理する。
- ⑤ 監事は、この会の会計監査を行う。

第 4 章 会議

(総会)

第 11 条 総会は、各校 P T A 会長と各校 P T A より代議員 2 名ずつで構成し、この会の最高議決機関とする。

総会は、年 1 回年度始めに開催し、会則改廃、役員・予算・決算の承認、その他重要事項について議決する。

ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

総会は構成員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(理事会)

第 12 条 理事会は会長、副会長、理事、書記、会計で構成し、重要事項について報告、承認、議決を行う。

(副会長会)

第 13 条 各校 P T A 副会長で構成する。幹事校は毎年輪番にて決まる。

(委員会)

第 14 条 必要に応じ委員会を設置する。

(会議の招集)

第 15 条 総会及び理事会の招集は、会長が行い、副会長は幹事校が招集、委員会は委員長が招集する。

(議決)

第 16 条 この会の議決は、全て出席者の過半数をもって決する。

第 5 章 会計

(経理)

第 17 条 この会の経理は、会費およびその他の収入をもってあてる。

会費は、会員数に乗じた負担金を各校 P T A が支払う。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

第19条 この会の運営に関する必要な細則は、理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この会則は、平成15年6月14日から施行する。
- 2 本会則は、平成23年6月11日から一部改正施行する。
- 3 本会則は、平成25年6月8日から一部改正施行する。
- 4 本会則は、平成30年6月9日から一部改正施行する。ただし、第5条第2項は、平成30年6月16日から施行する。
- 5 本会則は、令和元年6月8日から一部改正施行する。

さいたま市PTA協議会桜区連合会 会則に関する細則

第1章 役員の選出

第1条 本則第7条に関する役員の選出は、各校代表者から互選し、総会で承認する。
ただし必要に応じ、各校PTAが推薦した会員より役員を選出することができる。

第2章 さいたま市PTA協議会理事の選出

第2条 さいたま市PTA協議会の理事3名を理事会より選出し、総会で承認する。
うち1名は桜区PTA連合会会長が兼任する。

第3章 委員会の設置

(事業委員会)

第3条 事業委員会は、桜区PTA連合会の活動充実のために事業・研修を行い、PTAの発展に努める。

事業委員会は、理事より若干名を持って組織される。必要に応じて各校PTAが推薦した会員よりサポーターを置くことができる。サポーターは事業委員を補佐する。

(広報情報委員会)

第4条 広報情報委員会は、広報紙およびホームページを通し、PTA活動の報告ならびに情報の発信を行い、PTA活動の啓発と会員の意識向上に努める。

広報情報委員会は、理事より若干名を持って組織される。必要に応じて各校PTAが推薦した会員よりサポーターを置くことができる。サポーターは広報情報委員を補佐する。

附 則

- 1 この細則は、平成15年6月14日から施行する。
- 2 本細則は、平成23年4月28日から一部改正施行する。
- 3 本細則は、平成25年5月28日から一部改正施行する。

さいたま市PTA協議会桜区連合会

土合小学校 PTA	大久保小学校 PTA	田島小学校 PTA
栄和小学校 PTA	大久保東小学校 PTA	新開小学校 PTA
神田小学校 PTA	中島小学校 PTA	土合中学校 PTA
大久保中学校 PTA	田島中学校 PTA	上大久保中学校 PTA



さいたま市PTA協議会事務局

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 4F

TEL : 048-647-4401

FAX : 048-647-4414